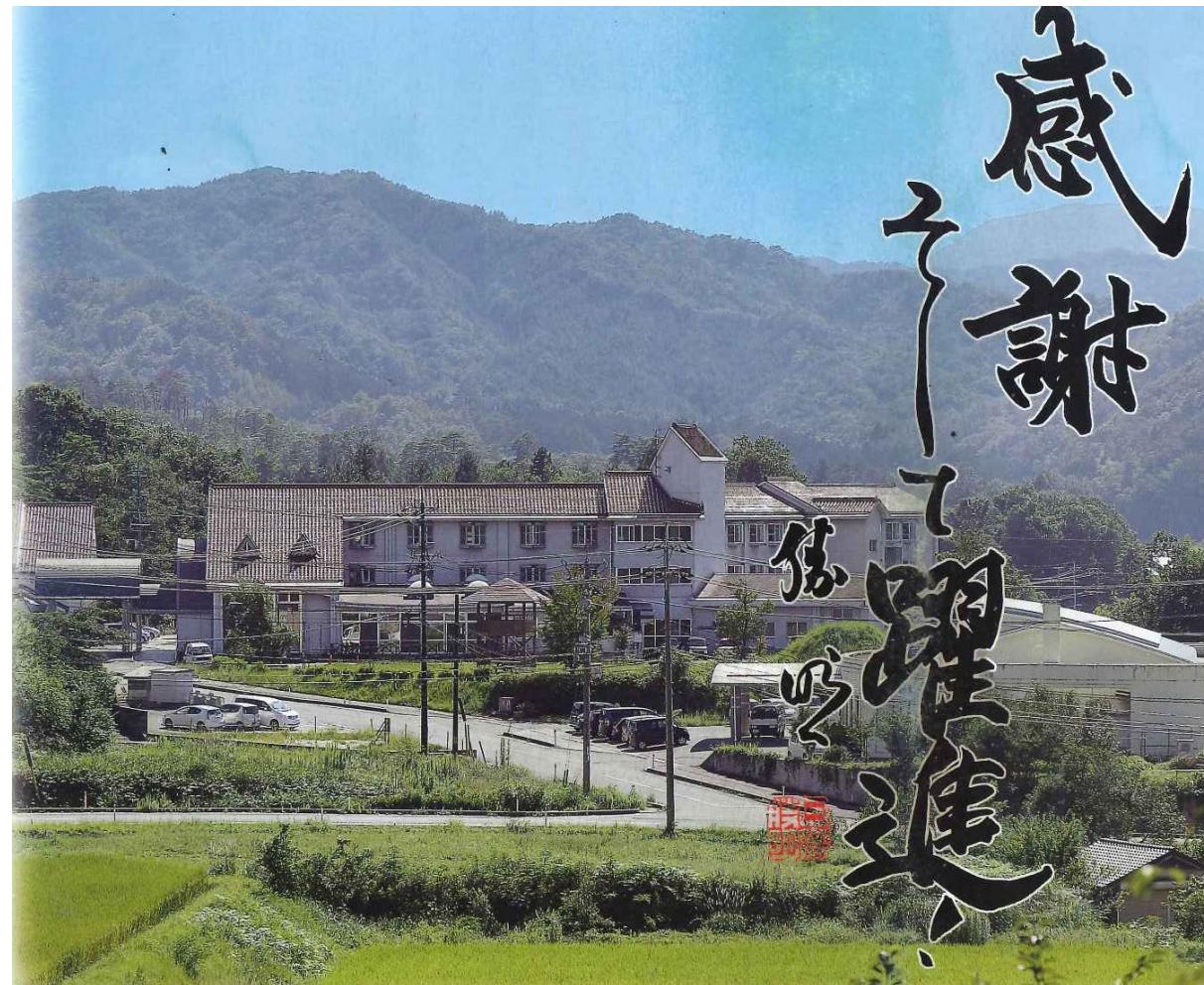


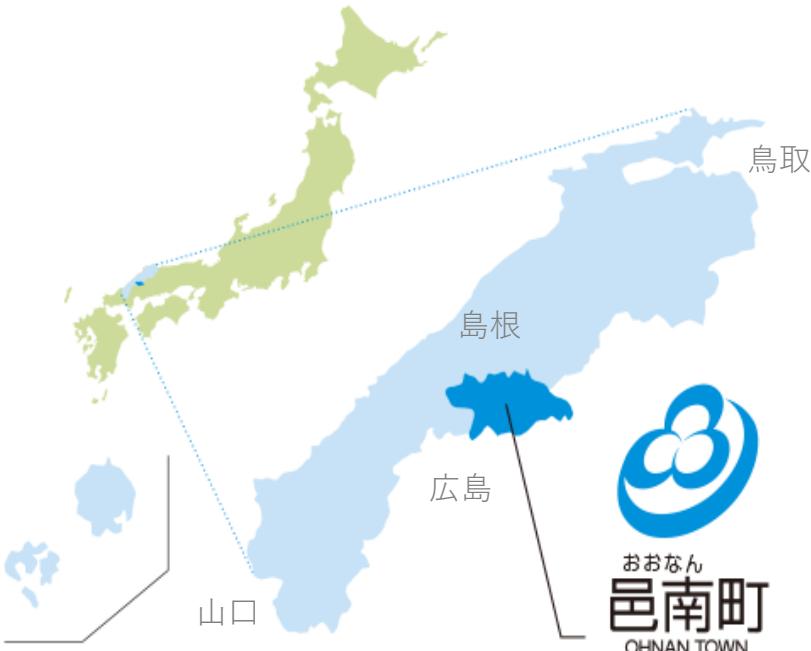
中山間地域における 介護サービス提供体制 についての課題・懸念

社会福祉法人おおなん福祉会
事務局長補佐 東 正志

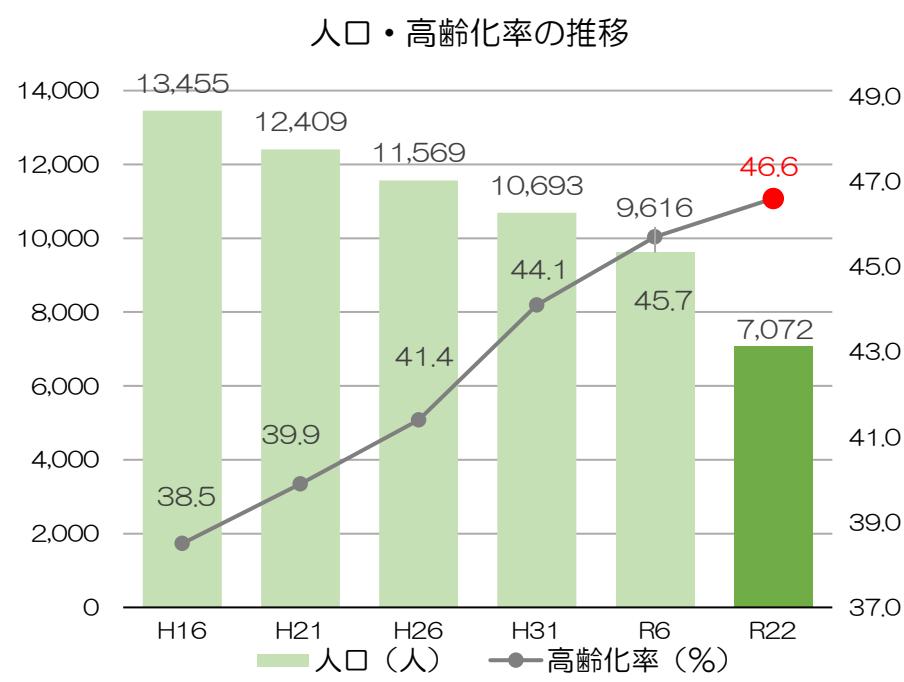


邑南町の概要 (参考)

- 邑南町は、平成16年に羽須美村（旧）、瑞穂町（旧） 石見町（旧）の三町村合併により新しく誕生。
- 広島県との県境にある中国山地に囲まれた人口約1万人の中山間地域であり、合併時から約20年で人口が約3,800名減少し、高齢化率も7.2ポイント上昇。2040年には、これらが更に進行する見込み。



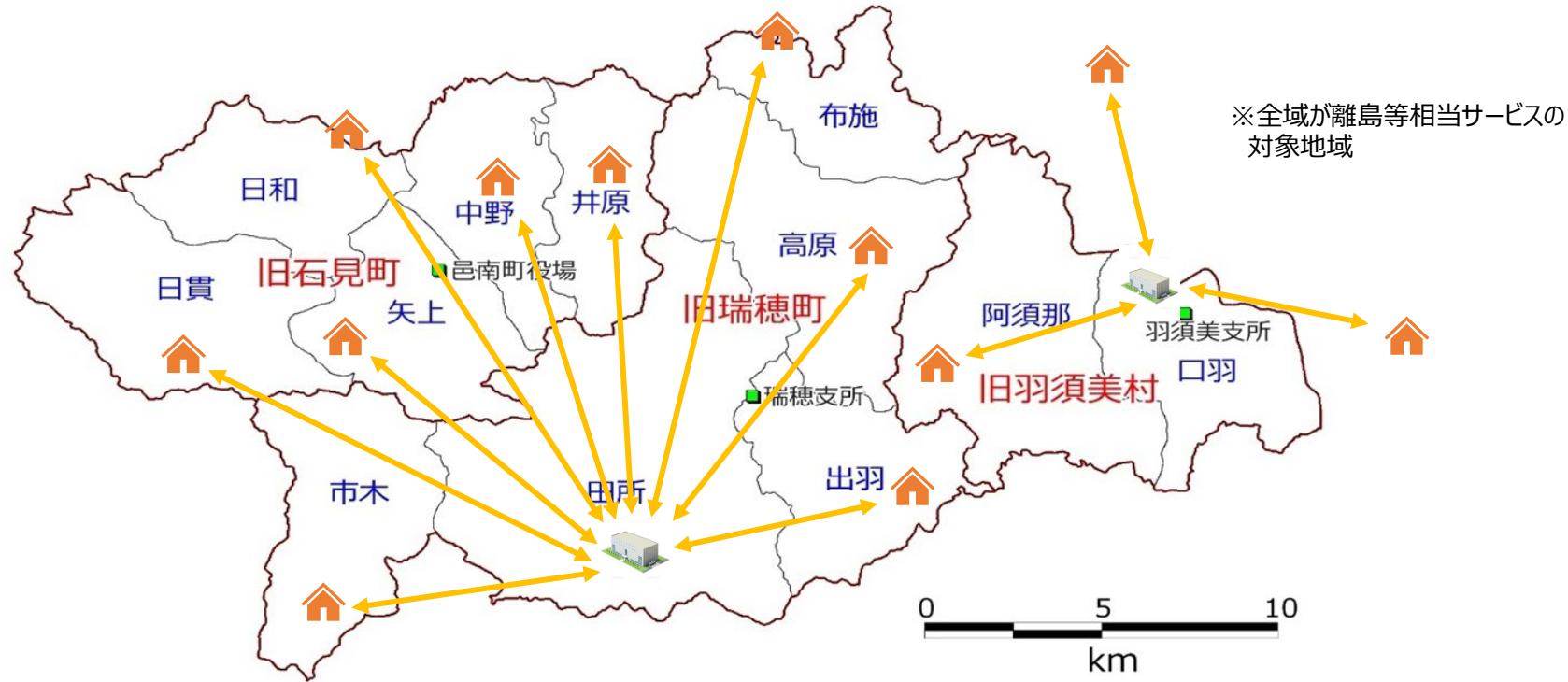
- ・島根県の中部に位置する町で邑智郡に属し、町の大半は200m～350mの盆地状に開けた農地がある典型的な中山間地域。
 - 人口 9,616人 (R 6.3月末)
 - 世帯数 4,644世帯
 - 面積419.2m² (県内の町で最も広い)
 - 標高100～600m。



- ・平成16年の合併以降、人口減少が続き令和3年に1万人を下回った。一方、高齢化率は上昇を続けており、45.7% (R 6.3月末) という状況。
- ・今後も、この傾向は進行する見込みであり、令和22年 (2040年) には、人口7,072人、高齢化率46.6%となる見込み。
(出典：第9期邑智郡介護保険事業計画)

社会福祉法人おおなん福祉会及び介護サービス提供の状況について

- おおなん福祉会は、平成2年の設立以降、「高齢者や障がい者、すべての皆様に安心して自分らしい生活をしていただきたい、それを実現することが私たちの使命であり、喜び。」との思いを込めた法人基本理念『輝いていのち』を掲げ、町内全域および隣接市町にまで介護サービス等を提供。
- 直近では、町内の事業所が廃止されたことによる遠方への送迎も増加（片道約30分）。



設立年月日：平成2年8月16日

事業内容

【高齢者支援】

- ・瑞穂西事業所（訪問介護、通所介護、居宅介護支援）
- ・ゆめあいの丘（介護老人福祉施設、短期入所）
- ・あさぎり（介護老人福祉施設、短期入所）
- ・ゆめあいの郷（ケアハウス）

【障がい者支援】

- ・はあもにいはうす（就労移行・就労B・生活訓練）
- ・ハートフルみづほ（相談支援・地域活動支援センター）
- ・ハートホーム（共同生活援助）

職員数

正規職員：50名（平均年齢48.4歳 中央値51歳） 非正規職員：89名（平均年齢59歳 中央値67歳） ※うち外国人介護人材は7名

(参考) 瑞穂西事業所（訪問介護・通所介護・居宅介護支援）の状況

(通所介護)

- ・人員配置基準を満たすために、土日祝や夕方の受け入れを中止するなど営業日やサービス提供時間を削減。それにより、利用者のニーズに対応できない状況。また、看護職員が高齢化しており、今後の人材確保に懸念。

(訪問介護)

- ・1日の利用者が2人の時でも、人員配置基準の常勤換算2.5人を配置する必要。
⇒ 基準該当サービス・離島等相当サービスの適用を検討中

(居宅介護支援)

- ・主任ケアマネになるための常勤専従要件を満たす配置をする余裕がないため、後任が育たない。

| 事業 | 職種 | 常・専 | 常・兼 | 非・専 | 非・兼 | 職員状況等 | 利用者状況等 |
|--------|-------------------|-----|-----|-----|-----|----------------------|-----------------------|
| 通所介護 | 生活相談員 | | 1 | | 1 | | 定員19人 (1日平均11.3人) |
| | 看護職員 (機能訓練指導員) | | | 3 | 1 | 常勤換算1.0 平均年齢65.5歳 | |
| | 介護職員 | 1 | 2 | 1 | 1 | | |
| 訪問介護 | サービス提供責任者 | 1 | | | | | 1日平均4.4人 (1日2人～6人) |
| | 訪問介護員 | | 2 | 2 | 1 | | |
| 居宅介護支援 | 介護支援専門員 | 1 | | | | 主任ケアマネ 64歳 | 月平均47.8人 |

(参考) ゆめあいの丘 (介護老人福祉施設・短期入所) の状況

○専門職の確保が非常に難しい状況。

- ・主任ケアマネを養成するための常勤専従要件を満たす配置をする余裕がない
- ・管理栄養士は法人で一人しか確保できておらず、万一の際に利用者様に適切な栄養マネジメントが提供できなくなる恐れ

○非常勤職員の高齢化が顕著

- ・特に看護職員が退職すると、適切な医療的ケアを提供することが困難となるとともに、医療的ケアを必要とする方の受け入れができなくなる恐れ

| 職種 | 常・専 | 常・兼 | 非・専 | 非・兼 | 職員状況等 | 利用者状況等 |
|---------|-----|-----|-----|-----|--|--------------------------|
| 生活相談員 | | 1 | | | | |
| 介護支援専門員 | | 1 | | | | |
| 看護職員 | 1 | | 2 | 1 | 常勤換算2.0人 非常勤3名のうち2名は70代 | 定員30人 (1日平均28.8人) |
| 機能訓練指導員 | | | | 1 | | 短期入所定員18人 (1日平均11.6人) |
| 介護職員 | 16 | | 6 | | ・介護福祉士 常勤10名 非常勤5名 (平均年齢67.2歳) ・外国人介護人材 常勤3名 | |
| 管理栄養士 | | 1 | | | 法人内の他2施設と兼務。 | |

介護サービス提供体制の確保における課題・懸念

①今後、人員配置がさらに困難となる恐れ

- 介護人材が不足しており、居宅サービス、施設サービス間での人員配置のやりくりに苦慮
 - 介護老人福祉施設に人員を優先配置した場合、利用者の有無に関わらず居宅サービスの定員・営業日を削減せざるを得ず、規模が縮小
 - 既に町内には看護師の確保・維持ができず訪問看護を閉鎖した事例がある
- 職員の高齢化
 - 当法人全体で30代以下（日本人）の介護職員は8名のみ
- 採用にかかる経費の負担
 - 介護報酬が伸び悩む中、外国人介護人材や有料職業紹介事業者に支払う費用が経営を圧迫

②設備更新の負担

- 修繕や設備更新をしても採算が合わないため、通所介護を廃止した事例がある

③保険者のサービス提供体制整備への積極的な関与

- 地域の介護サービス提供の維持・確保のためには、サービス提供主体である法人だけではなく、保険者が積極的に提供体制の整備を検討していく必要がある
 - 競争原理に基づき、利用者がサービス提供事業所を選択できる時代は終わった。「制度があってもサービスなし」を避けるためにどこに何のサービスがどれだけ必要かを整理し、地域の関係者間で情報共有する必要性
 - 「基準該当サービス」に関する認識や前例がなかったため、活用が進んでいない

介護サービス提供体制の確保における要望

①更なる人員配置の緩和

⇒現行制度上、施設サービスは基準該当サービス及び離島等相当サービスの適用対象外であるが、すでに人員配置に苦慮している状況。専従要件や常勤要件の緩和を進め、特養など施設サービスも特例介護サービスの対象（新たな類型含む）にしてもらいたい。

②抜本的な介護報酬の見直し

⇒処遇改善だけでなく、施設老朽化に伴う修繕や設備更新にも耐えられるように、抜本的な介護報酬の見直しをお願いしたい。

③保険者のサービス提供体制整備への関与

⇒保険者の責務として、サービス提供事業者任せにせず、地域に必要なサービスが行き届くよう事業者間の調整を図るなど、積極的なサービス提供体制整備への関与を促してもらいたい。その際、国が準備されるような特例介護サービスの理解促進のためのガイドラインや好事例など、必要な情報の提供や提案を積極的に行ってほしい。